

第3 農地の有効利用

第3 農地の有効利用

1. 交換分合事業及び附帯農道等整備事業

農用地等が零細で分散度のはなはだしい地域を対象に、農業生産基盤の整備と農業構造の改善を図ることを目的として昭和24年度より農用地等の集団化事業(事業主体は農業委員会)を行い、昭和34年度からその効果をより高めるための附帯農道等整備事業(事業主体は市町村)を行っている。

交換分合事業は、所有権以外の権利相互の交換に併せ、新たな所有権移転、利用権設定及び農作業受委託の取組活動を行い、地区全体としての農用地の集団化を図るとともに、育成すべき経営体への農用地の利用集積を促進することを内容とする事業である。地域水田農業整備型交換分合は2か年、その他の交換分合は3か年で実施するものである。

また、附帯農道等整備事業は、交換分合と一体的計画のもとに農道、客土、暗渠排水、ほ場均平工、農業用排水施設の整備を行うものである。

両事業ともに平成5年以降実施されていなかったが、平成24年度に銚子市の県営ほ場整備事業において交換分合事業が約1.0ha実施された。

その結果、これまでの交換分合事業の実績は延べ73市町村350地区51,250.6ha、附帯農道等整備事業については、28市町村60地区111,835mとなった。

(1) 交換分合及び附帯農道等整備に対する補助

交換分合は、平成17年度以降、従来の補助金から「元気な地域づくり交付金」、平成19年度以降は「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用して行われている。同交付金による事業は、農山漁村における定住や地域間交流を促進するため、事業主体が創意と工夫により策定する活性化計画に基づき実施されるものである。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について

県又は市町村が単独又は共同で活性化計画及び添付書類を農林水産大臣に提出し、承認を得る必要がある。

(ア) 活性化計画には、活性化計画の目標、計画期間(原則3年～5年)、活性化計画の区域、事業に関する事項等を記載する。

(イ) 添付書類として、事業活用活性化計画目標、事業活用活性化計画目標設定の考え方、交付金対象事業の内容、年度別事業実施計画、事前点検シート等を作成する。

事業活用活性化計画目標は、交付金を活用して実施する事業についての目標であり、あらかじめ用意された事業活用活性化目標項目の中から選定して設定する。交換分合等を実施する場合には次のとおりである。

事業名	基盤整備
事業メニュー	交換分合
事業活用活性化計画目標	定住等の促進に資する農用地の集団化など

なお、活性化計画の終了年度の翌年度に事後評価を行う。

(ウ) 交付額算定交付率

事業費の6 / 10以内（千葉市が事業主体の場合にあっては1 / 2以内）

ただし、振興山村、過疎地域、特定農山村及び半島振興地域で行う事業にあっては、
事業費の6.5 / 10以内

(エ) 事業主体

市町村、土地改良区、農業協同組合等

(2) 融資

交換分合附帯農道等整備事業は、一般的に受益者負担を伴って行われることが多いので、
農家の一時負担を軽減するために、この農家の負担分に対して農業基盤整備資金の融資を
行っている。

	補助（都道府県営等）	団体営・非補助
① 償還期限 ^{※1}	25年以内	25年以内
② 利率 ^{※2}	年0.45%	年0.30%

（平成28年12月19日現在）

※1 いずれも据置期間10年以内を含む。

※2 利率等については変更される場合があるため、[\(株\)日本政策金融公庫（農林水産事業）](#)のホームページを参照のこと。